

事務連絡
令和2年6月19日

障害福祉サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染防止対策について

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

緊急事態宣言解除に伴う社会経済活動の本格再開に向けた移行期間における感染防止対策については、「障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染防止対策について」(令和2年5月26日付け事務連絡)においてお示したところです。

このたび、6月1日から3週間程度の県内感染状況等を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されたことから、下記のとおり、今後の新型コロナウイルス感染防止対策について改めてお示ししますので、引き続き、十分な感染防止対策を徹底した上での事業実施をお願いいたします。

記

施設の換気、職員・利用者の健康チェックなど、引き続き、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施をお願いします。

面会者からの感染を防ぐため、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底した上での面会の実施及びオンライン面会等の活用をお願いします。

感染発生時を想定した衛生用品確保や人員体制の検討など、感染第2波に備えた対応についても、引き続き、ご検討をお願いします。



事務連絡
令和2年5月26日

障害福祉サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染防止対策について

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

5月25日、全国的に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、7月31日までの約2か月間を移行期間として、今後約3週間ごとの感染状況等を踏まえ、段階的に本格的な社会経済活動を再開させていく政府の基本的対処方針が示されました。

本県としても、下記1のとおり、感染予防対策を継続した上で、今後の感染状況等を踏まえた対応を検討していきます。

つきましては、今後も感染第2波に備え、下記2のとおり、引き続き、十分な感染防止対策を徹底した上での事業実施をお願いいたします。

記

1 県対処方針

- ・ 政府の基本的対処方針で示された段階的な移行期間（5月25日～7月31日の約2か月間）等を踏まえ、今後の感染拡大予防と社会経済活動の再開を基本として、①外出自粛等の緩和、②感染防止に配慮した生活様式を段階的に進めていきます。
- ・ 当面は、今後6月1日から3週間程度の感染状況等を踏まえて、必要に応じた対応を検討します。

2 障害福祉サービス事業所における感染予防対策

- ・ 施設の換気、職員・利用者の健康チェックなど、引き続き、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施をお願いします。
- ・ 面会者等からの感染を防ぐため、オンライン面会・会議等の活用など、可能な限り直接対面を避けるようお願いします。
- ・ 感染発生時を想定した衛生用品確保や人員体制の検討など、感染第2波に備えた対応についても、引き続き、ご検討をお願いします。